

水の事故に備えて

水難救助訓練を実施



6月18日(日)本格的な川でのレジャーシーズンを前に、仁淀川(波川)で、いの町消防団伊野方面隊、日高村消防団、仁淀消防組合、いの警察署の合同での水難救助訓練を実施しました。

この訓練は、町内の各機関による水の事故への迅速な対応と捜索技術の向上、関係機関相互の連携を図ることを目的に実施されたものです。

ました。

訓練では、町内各機関による救助艇での行方不明者の捜索訓練及び救助者の搬送訓練、ロープ結索訓練が行われました。

仁淀川でも、アウトドアブームによる行楽客の増加により、多くの水難事故が発生しています。川遊びをするときには、危険箇所では遊泳しない等、くれぐれも水難事故に気をつけてください。



新入団員の紹介

新たに消防団に入団された方を紹介します。地域での消防防災活動におけるご活躍を期待します。また、地域におきましても新入団員の消防団活動のご支援をお願いします。

伊野分団 堅田 良子さん
枝川分団 谷 修平さん
清水分団 简井佐紀子さん

6月の災害等出動状況

林野火災 1件 (54名)

住宅火災 1件 (46名)

1階に寝室がある場合は、寝室と3階の階段に設置
ある場合は、寝室と2階及び3階の階段に設置
び3階の階段に設置

④右記①～③に該当しない階
で、7平方メートル以上の居室が5以上ある階の廊下(廊下がない場合は階段)に設置

一般住宅にも警報器の設置が義務付けられました!!

設置基準

○新築住宅

平成18年6月1日から設置

が義務付けられました。

平成23年5月31日までに設置が必要です。

設置場所

すべての就寝の用(寝室)に供する居室で、次の各部分に設置が必要です。

①平屋建て住宅の場合

寝室のみ設置

②2階建て住宅の場合

2階に寝室がある場合は、寝室と2階の階段に設置
③3階建て住宅の場合

悪質な訪問販売には、十分注意してください!!

市場価格を超えた高額で販売する業者や、消防職員を装つて訪問し、粗悪品を押し売りするケースもあります。消防署員が住宅用防災(火災)警報器を販売することはありますので、訪問販売には十分注意してください。

問い合わせ

仁淀消防本部予防係

全国フリーダイヤル

(住宅用火災警報器相談室)
0120-565-911